

## 日系人四世のビザに関わる諸問題と将来展望

講師 二宮正人氏 (CIATE 理事長、サンパウロ大学法学部博士教授、ブラジル国弁護士、東京大学法学部や明治大学法学部などで客員或いは非常勤講師として中南米法や比較法の講座を担当)

### 二宮講師による講演内容

1990 年入管法改正当時から、「定住者」の対象となる日系人が二世、三世のみであったことに疑問を抱き、以来四世以降に対しても同じ扱いを求めてきました。2018 年 7 月以降、ようやく四世に対しても就労の道が開かれましたが、条件が厳しく、これまでにビザを発給されたのは 100 人未満でした。日本政府は、様々な機会を通じて善処を約束していますが、先は見えていません。その実現に向けて現地的心声を反映させる努力を行っていく所存です。

日時 2020 年 2 月 2 日 (日曜日) 午後 1 時 30-4 時まで、開場は 1 時です。

場所 アスト津 4 階研修室 A (津市羽所町 700 : TEL 059-222-2525)

日系ブラジル人を中心とする中南米日系人は、日本の労働市場において、1980 年代以降自動車・電子産業や食品製造業において重要なウエートを占めてきた。彼らの労働はしかしながら日本において職業選択の自由が認められる定住者としてのビザ (いわゆる移民ビザ) に起因したが、それには日本人の三世まで及び三世までの配偶者と未成年の子に限定されたものであり、三世の多くが高齢化しつつある現在、日系人社会はこのビザを四世にまで拡大することで、海外の日系人社会と日本との絆の維持を確保したいとの要望が日本政府に対してなされた。しかしながら昨年からはじめた四世へのビザはワーキングホリデーの準じた扱いで、家族の帯同が許されず、年齢制限及び滞在期間の上限も設定され、しかしながら必要とされる手続などから従来の人材ビジネスによる受入に類似した制度設計になっている。日本政府の外国人労働者受入政策は東南アジアを中心とする技能実習生や特定技能外国人労働者に置換えるべく大きく舵を切ったのであろうか? 帯同した子供の教育問題の財政負担を覚悟した、積極的な関与意思がなくなったのか? 或いはそもそも 1991 年以降定住ビザを発給したのは戦後補償の代替に過ぎなかったのか? いろいろ疑問は尽きない。セミナーの主要な対象者について東海地域に在住する日系人の皆様、国際交流協会や労働組合をはじめとする支援団体、弁護士等法律専門家、並びに人材ビジネスの事業者及び移民問題に関心をお持ちの皆様方を迎えて、こうした問題を大いに議論する機会としたい。

参加を希望される方は、NPO 法人労働問題研究所まで以下の要領で事前にお申込みいただければ幸いです。なお、事前申し込みは参加の要件ではなく、当日お越しいただいても座席に余裕がある限りご参加いただけますが、資料作成の都合上、できるだけ事前にお申し込みください。また、このセミナーは無料ですが、当日ワンコインのご寄付をお願いしております。この寄付は参加の要件ではありません。あくまでも自発的なものであることをご理解いただければ幸いです。

### 参加申込書

代表参加者名 (団体名) 及び参加人数	
個人参加者の氏名	
住所	電話

[info@iwhr.or.jp](mailto:info@iwhr.or.jp) [ozaki20020720\\_0914@yahoo.co.jp](mailto:ozaki20020720_0914@yahoo.co.jp) 若しくは FAX 0595-61-2935 までお送りください。

NPO 法人労働問題研究所

514-0008 津市上浜町 3-15-2 ディアホームズ志とも 504 号 TEL : 090-7673-1635